

豊橋医療センター院外処方箋における
出荷調整に伴う問い合わせ簡素化プロトコル合意書

豊橋医療センター（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）は、
豊橋医療センター出荷調整に伴う問い合わせ簡素化プロトコルについて、下記の通り合意した。なお
運用においては、患者が不利益を被らないように十分配慮すること。

記

1. プロトコルの運用について

- 1) 乙の薬剤師は、甲の発行した院外処方箋について、プロトコルに基づく変更を可能とする。変更時は乙において、患者に変更後の医薬品の服用方法及び金額について説明すること。ただし、患者の疾患・併用薬剤等を把握し、併用禁忌・注意等に留意した薬剤選択を行う。
- 2) 乙は変更を行った際は「豊橋医療センター院外処方箋 変更調剤報告書」を記入し、FAX にて甲に報告すること。

2. 合意期間について

当該プロトコルの運用は、医薬品の供給制限が解除されるまでとし、プロトコル適応中の薬剤については豊橋医療センターホームページ上に掲載する。

3. 合意の解除、内容の変更について

合意の解除、内容の変更については、必要時協議を行うこととする。

以上

令和 年 月 日

名称（甲）： 独立行政法人 国立病院機構 豊橋医療センター

住所 ： 豊橋市飯村町字浜道上50番地

代表者 ： 病院長 山下 克也 印

名称（乙）：

住所 ：

代表者 ： 印